ロ　イに掲げる場合以外の場合　第三者をして当該権利を法第百十九条第五項に基づくものとして明確に区分して管理させ、かつ、その管理の状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

（取引証拠金等の代用有価証券等）

第六十八条　法第百十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）のカバー取引（同令第九十四条第一項第一号に規定するカバー取引をいう。）を行うための市場デリバティブ取引（金融庁長官が指定するものに限る。）について、金融商品取引所と金融機関（法第三十三条第一項に規定する金融機関であって、金融庁長官が指定する者に限る。）との契約（次に掲げる要件を満たすものに限る。）に基づき、当該金融商品取引所が、当該金融機関に対して債務の履行を請求した場合において、会員等が履行すべき当該市場デリバティブ取引に基づく債務の額に相当する額の金銭の支払を受ける権利（会員等が自己の計算において市場デリバティブ取引を行う場合に限る。）

イ　当該契約に基づく金融機関の債務と当該金融商品取引所に対する債権を当該金融機関が相殺することを禁止するものであること。

ロ　三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

ハ　当該金融機関は、契約が終了する日の五営業日前までに、その旨を当該金融商品取引所に通知するものとすること。

（取引証拠金等の代用有価証券等）

第六十八条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

［2・3　略］

［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法（平成六年法律第五号）並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政治資金規正法施行令並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月一日　　総務大臣　武田　良太

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊞」を削り、同様式備考３を削り、同様式備考４を備考３とし、同様式備考５から備考９までを一ずつ繰り上げ、同様式備考10の前に次のように加える。

９　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第九号様式中「㊞」を削り、同様式備考２を次のように改める。

２　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十号様式中「㊞」を削り、同様式備考２を次のように改める。

２　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十一号様式中「㊞」を削り、同様式備考２を次のように改める。

２　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十四号様式（その20）中「㊞」を削り、同様式備考を次のように改める。

（備考）

１　会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

２　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十五号様式中「㊞」を削り、同様式備考２を次のように改める。

２　会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。